

水道利用加入金	
メーターの口径	金額（税込）
20ミリメートル以下	132,000円 （ 工事の申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する個人が、自己の居住の用に供する住宅または地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅で、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるものにあつては、 77,000円 ）
25ミリメートル	198,000円
40ミリメートル	990,000円
50ミリメートル	1,430,000円
75ミリメートル	3,630,000円
100ミリメートル	6,050,000円
150ミリメートル	12,100,000円
200ミリメートル	17,600,000円
<p>(注)</p> <p>1 給水装置（水道メーター）を新設するとき。</p> <p>2 給水装置を増、改造し、水道メーターを変更（メーター口径の増径）するとき。</p> <p>ただし、新しい水道メーターの加入金の額と元の水道メーターの額の差額。</p> <p>3 上記の金額には、10%の消費税及び地方消費税相当額が含まれています。</p>	